
令和4年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和4年12月5日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和4年12月5日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第8号) について
- 日程第2 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について
- 日程第3 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 議案第102号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議案第103号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 議案第104号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
- 日程第16 議案第105号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 陳情第1号 2023年度教育条件整備陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第90号 令和4年度築上町一般会計補正予算 (第8号) について
- 日程第2 議案第91号 令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) について

- 日程第3 議案第92号 築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第94号 築上町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第95号 築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第96号 築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第8 議案第97号 築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第98号 築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第13 議案第102号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第14 議案第103号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第15 議案第104号 人権擁護委員の推薦について
(追加分)
- 日程第16 議案第105号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 陳情第1号 2023年度教育条件整備陳情書

出席議員 (12名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
8番	工藤 久司君	9番	武道 修司君
10番	池亀 豊君	12番	信田 博見君
13番	田原 宗憲君	14番	塩田 文男君

欠席議員 (2名)

7番	鞆野 希昭君	11番	田村 兼光君
----	--------	-----	--------

経緯と、導入するとどのようなことができるようになるのかということを再度御説明をお願いいたします。

もう一点、6款1項7目、こちらはメタセの杜の並木道整備という事業なんです、具体的にどのような整備をされるのかの御説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。2款1項7目の統合型GISでございます。こちらにつきましては、内容としましては、税務課の固定資産地番図や建設課の道路台帳、産業課の農業台帳システムなど、各課で運用している地番図を活用したシステムの統合でございます。

こちらの経緯でございますけれども、以前から議員御指摘のようにGISの統合というところが、各課が持っているシステムでございますので、それぞればらばらで運用しておりましたが、その統合の必要性につきまして、令和3年度に各課の担当によるプロジェクトチームを立ち上げまして、今回、仕様書の作成というところに至りました。今回、令和4年度と令和5年度にかけて債務負担行為、令和4年度の補正予算と令和5年度の債務負担行為によりまして、約4,500万円ほどの経費をもってシステムを統合するという予算をつけております。予算が通りましたら、システムの詳細の打合せをしまして業者の選定などを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。6款1項7目の業務委託料につきましては、メタセの公園整備になります。内容と詳細については、並木道の整備となります。約140メートル整備をいたしまして、整備後にウッドチップを敷いて遊歩道、並木道をつくる計画をしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。統合型GISは、たしか防災にも使えるというようなシステムだったと記憶しているんですが、その辺の活用は検討されているのでしょうか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。御指摘のとおり、統合型GISシステムにつきましては、様々な機能を添付できるようにしております。また、実際どの業務を入れるかについては、今後、詳細を詰めていきたいと思っておりますけれども、避難者情報システムとかそういう防災のシステム、あるいは、住民生活課の管理の台帳などの空き家台帳のシステム、

また、上下水道のシステムなどを、今現在、そのシステムの中に入れるかどうかを協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） ありがとうございます。よく分かりました。

もう一点、ちょっとすいません、避難者情報システム等は、これとは別件かもしれませんが、一部の情報を住民の方に公開する予定というふうに資料に説明が書いてあったんですが、それは私、すいません、勝手に避難者情報システムの情報を共有されるのかと思っていたんですが、どういった部分で住民の方に情報を公開、共有される御予定なのかをお伺いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。その点につきましては、今現在、詳細はちょっと今詰めておるところでございますけれども、避難所の場所や開設する場所等をインターネットで見れるようなシステムを想定しております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかに。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今の北代議員の質問に引き続きまして、避難者情報システム、空き家情報、上下水道システムとおっしゃいましたが、避難者情報というのは、ホームページや無線放送等で現在既に公開というか、随時お伝えして下さっていると思います。もうちょっと具体的にその内容とか、まだ決まっていなかつたかと思うんですけれども、その内容とかが分かれば教えていただきたいのと、あと、県単位で統合型GISを確認しましたところ、今導入されているところは市町村というか、県単位のほうが多いように見えます。県単位であれば、道路工事の事業をやっている、こういう事業があるという状況までを公開していたことを確認いたしましたので、地方自治体というか、県も地方自治体ですけど、築上町としてそこまで考えていらっしゃるのかどうかというのと、これによる費用対効果を説明をお願いしたいと思います。それが1点目です。

もう一つが、13ページの6款1項5目18節土地改良事業962万5,000円についての内容を説明お願いいたします。

あと、素朴な疑問で、今回初めて思ったんで申し訳ないんですけども、補正予算、議案資料の2枚目、「令和4年度築上町一般会計補正予算」と書いてありますが、ここだけが「福岡県築上町長」って「福岡県」がついているんです。何でここだけ「福岡県」がついているのかなと思うので、もし何か根拠とか意味があるんだつたら教えていただければと思います。

以上です。3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。避難者情報システムについては、まだ詳細等を今詰めているところでございますので、あんまり避難者情報、今、避難所は全部ちょっと今ホームページで出していると思いますけれども、開設したところだけを示すとか、そういうふうなところは想定をしております。

それと、費用対効果でございますけれども、10年間で2億5,000万という試算でしております。これは各課がばらばらで保守をしていると、そういう10年間でするケースと統合型で整備する経費を試算しましたら、差額で2億5,000万程度が出るような感じでこちらのほうで試算をしております。

○議長（武道 修司君） 課長、安くなるということよね。

○総務課長（椎野 満博君） そうです。2,500万円、経費が削減できるというところがございます。

○議長（武道 修司君） 2億5,000万、2,500万、どっち。

○総務課長（椎野 満博君） 2億5,000万です。すいません。

総務課は以上です。（「道路」と呼ぶ者あり）

それから、道路の工事というところで県のほうはしているというところがございますけれども、町単位としましては、道路の工事とかそういうところはまだ想定はしておりません。

以上です。

○議長（武道 修司君） 福岡県の話は。福岡県の。

元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。予算書の「福岡県築上町長」というところの根拠は何かということで、根拠法令等の分はございません。従前から「福岡県築上町長」という形で提示をしておりましたので、そのまま提示をさせていただいておる次第でございます。

ただ、ほかの市町村、例えば、名前が同じ場合は、県が違った場合等がございますので、福岡県とか〇〇県の〇〇町という形で提示をしているのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。6款1項5目の負担金ですけれども、小川ダムの改修工事になります。令和2年度からパイプラインの改修工事、そして、今年度から附帯設備、メーター等の改修工事を行っております。県事業ですので、こちらに伴う負担金となっております。

す。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） よく分かりました。GISについては画期的で、10年間で2億5,000万円経費が浮くということ、今、皆さんで確認したと思います。その2億5,000万の詳細については、やっぱり総務産業建設委員会の所管になると思いますので、詳細についてはぜひとも総務産業委員会で確認をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

小川ダムの件なんですけれども、もしよければそれぐらいは議案資料に書いていただきたいという金額でございますので、それはお願い申し上げます。

「福岡県築上町」は従前からということで、確かに課長がおっしゃることも一理あると思います。ただ、ほかに「福岡県」ってこの議案の中にはどこにも書いていないので、よかったですら本当に要るのかどうかというのを今後検討していただければいいかなと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、厚生文教、総務産業建設、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 議案第91号

○議長（武道 修司君） 日程第2、議案第91号令和4年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 議案第92号

○議長（武道 修司君） 日程第3、議案第92号築上町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） これは所管外でよろしいですね。

まず１点目です。議案を修正してくださったところなんですけれども、修正してくださった箇所が９２の３ページでございます。その４行目が「公務の運営に著しい支障が生ずること」って「生ず」と、「じ」から「ず」に修正していただきました。というか、差し替えがございました。それで、確認なんですけれども、新旧対照表の９２の１５の真ん中辺りの（２）になるんですけれども、こちらが「生じる」になったままなんです、こちらも訂正しなくていいのかなというのが１点なんです、新旧対照表は議案の一部にはならないのかな、議案の一部であるのであればここも差し替えが必要だったのではないのかなというのが１点目。

そして、９２の２です。真ん中の第２章定年制度、「第３条中「６０」を「６５」に改める」と書くのは、例えば、金額を改めるとかの場合は「１００円から２００円に改める」と単位も書くわけでございます。だけど、こちらは「６０を６５に改める」なので、「６０歳から６５歳に改める」と書いていただきたいと思うので、これは今後気をつけていただかなければならない件じゃないのかなというのが１点と、あともう一点、下から３行目なんです、９２の２の。「引き続き勤務させることについて、町長の承認を得たときに限るものとし」と書いてあるんですが、この条例のほかの主語というか、指示する指示母体は全て「任命権者」と書いてあるんです。なぜここだけ「町長」になっているのか。こちらの法律の根拠の条文を資料要求させていただきましたら、法２８条５項４号に異動期間の延長について定めているんですけれども、やはり主語というか、定める主体は「任命権者」と書いてあるんです。ここが「町長」じゃなくて「任命権者」ではないのかなという点について、３点確認です。よろしく願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。まず、１点目の「生ずる」でございますけれども、御指摘いただきまして「生ずる」に表記を統一をさせていただいております。私が持っているのは全て改正後が「生ずる」になっていると思うんですけれども、議員さんのは違いますか。（発言する者あり）全部「生ずる」に変更、表記を統一させていただいたと思うんですけど。

○議長（武道 修司君） 旧が「じ」になって、新のほうは「ず」になっていないですか。（発言する者あり）

○総務課長（椎野 満博君） 旧はもともと「じる」になっていたところを「ずる」に変更したと思うんですけど。（発言する者あり）すいません。ちょっと再度……

○議長（武道 修司君） それ、何ページ。

○議員（４番 宗 晶子君） ９２の１４と１５です。新旧対照表の９２の１５です。

○議長（武道 修司君） １５よね。

○議員（４番 宗 晶子君） はい。（２）。

○議長（武道 修司君） （２）。

○議員（４番 宗 晶子君） 新の（２）です。

○議長（武道 修司君） 「ず」になっていないですか。

○議員（４番 宗 晶子君） すいません、私のはちょっと差し替えが自分でやったので。

○議長（武道 修司君） できていない。

○総務課長（椎野 満博君） 自分でやったら、もしかしたら、差し替えの部分が変わっていないかもしれない。

○議長（武道 修司君） 分かりました。

○総務課長（椎野 満博君） それから、２点目って何やったっけ。すいません、２点目がよく聞こえていなかったの、先に３点目をお答えさせていただきます。

３点目については、承認のところでございますけれども、一番最初の４条のところ、第１項のところの町長の承認については、一番最初に「引き続き勤務させることを承認を」というところでございますので、町のほうとしては、町長のほうに承認を頂きたいというところで、特に「町長」というところで記述させていただいております。後のほうにつきましては、その後の承認の手続でございますので、「各任命権者が」というところで表記させていただいております。繰り返になりますけれども、最初の延長の一番最初の承認については町長が承認すると。その後の手続については各任命権者がというふうな区分けをしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） もう一点あったんやなかった。（発言する者あり）もう一点。

宗議員。

○議員（４番 宗 晶子君） 新旧対照表は、９２の１５については皆様もう変わったということで、すいません、私、自分でさせていただいたので変わってなかったということですね。ありがとうございます。失礼いたしました。

そして、町長の承認というのは、最初は町長が承認するので、そこだけは町長が承認ということで間違いないということによろしいですね。承知いたしました。

聞こえなかったとおっしゃったのが、今後についてのお願いなんですけれども、９２の２についてなんです、真ん中の３条中、第２章定年制度とございます。その後、「３条中、「６０」を「６５」に改める」と書いてあるんですけれども、例えば、これが金額とかの変更の場合は「円」という単位をつけると思うんです。ですから、これも「６０歳を６５歳に改める」と今後書いていただきたいなというところで、今回はどうこう言いませんけれども、今後からのお願いでございます。一応答弁いただいてもいいですか。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。御指摘の点につきましては、また今後ちょっと検討させていただきたいと思います。すみません。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 議案第93号

○議長（武道 修司君） 日程第4、議案第93号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） この改正条例に、築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例が入っていると思いますが、これ、ちょっと確認だけです。公営企業の部局の職員というのは4名いらっしゃるということで、資料要求で回答くださいました。この職員については、上下水道課の職員が4名という理解でよろしいのでしょうか。そこだけ確認です。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。こちらの公営企業、御指摘のとおり、上下水道課でございますけれども、4名については上水道の分の職員ということでございます。以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 議案第94号

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第94号築上町職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 2点ございます。議案94条は目的です。一番最初、94の2の一番最初の括弧が「目的」になっています。まだ議案にはなっていないんですけれども、95号

のページ、御覧ください。95号の95の2の一番最初は「趣旨」となっております。どちらも条例提案に対しては、地方公務員法改正が根拠であるけれども、94条と95条で一番上が「目的」、「趣旨」とそれぞれ違っているので、違う理由というのをお聞きしたいなと思います。

もう一点、附則4についてなんですけれども、附則4、94の4に書いてございます。まず、この条というのがなぜ附則なのかということを確認したいと思います。公営企業法に基づく職員というのは上下水道課の職員で、皆様方と立場が同じ職員だと思うんですけれども、上水道のほうの職員で、皆様方と立場が同じ職員だと思うんですけれども、であれば、これは附則ではなくって条例の第何条に書くべきではないかと思うんですが、私の疑問でございまして、なぜ附則になっているのかというのを御確認させていただきたいと思います。

私も自分なりに調べまして、附則4の中に「地方公営企業法第5条5項の適用を受ける」と書いてございました。その5項の中に「その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定されるまでの間は、この法律並びに地公法第38条、第39条の規定を準用」とあるので、その「特別の法律が制定されるまでの間は」ってあるイコール、新しい制度がまだ定着していないから、今、附則という形で定めているのではないかなと想像するんですけれども、こういう解釈で間違いがないのかというのを御答弁お願いしたいと思います。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。今御指摘の第1条のところでございますけれども、申し訳ございません、合わせるべきではございましたけれども、いろんな他市町村の参考条例や条例の準則というか、参考書とか、そちらのところを参考にさせていただきましたので、第1条のところは94号が目的、95号が趣旨というふうになっております。こちらの点につきましては、同様な言葉でございまして、このままにさせていただきました。

それと、附則のところでございますけれども、こちらのほうも他の市町村や法令の会社とかの参考資料を参考にさせてつくらせていただきましたので、理由につきましてはちょっと分かりかねますけれども、御指摘のとおりでよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 私も自分で調べていて、これでいいんじゃないかなと思うのをしっかり確認取りたかったんですが、もしよかったら今申し上げたことを総務課でも確認を取った上で、これで間違いないんだということをしっかり御答弁できるように、よかったら総務産建委員会でもお話しいただければと思います。

条例提案に関しては、原案は担当課がつくる。そして、議員必携に書いてあったんですけれども、原案は担当課がつくって、ほかの条例との調整や表現の統一とか、整理とか、法令審査とい

うのを行うと書いてありました、議員必携に。それは誰のお仕事かという、総務課法規係の仕事というふうに議員必携のほうに書いてあったんです。しかし、当町の場合、総務課法規係という方が名称としては存在しておらないので、どこかの課がなさっているんですけども、条例審議の着眼点がまた議員必携に書いてありまして、表現が適当であるかとか、全体の用語や文章に統一が取れているか、それはやっぱり条例全体とかになると思うんです。法令界用語が正しく使われているかということも審議しなくてはならないと書いてありますので、あえて申し上げた次第です。今の指摘、今後の業務に生かしていただければと思います。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6. 議案第95号

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第95号築上町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 第3条を御覧ください。第3条の4行目です。「管理職手当、規則で定める手当」と書いてあるんですが、この「規則で定める手当」というのは、前の条文に書いてあるはずですが、見当たらないので、どういう規則なのかを問います。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。規則で定める手当というのは、期末手当、勤勉手当でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 期末手当、勤勉手当ということがこれだけでは分からないので、もうちょっと分かりやすいように書くことをお勧めします。そこまでしか申し上げられません。

こちらについてちょっと詳細に聞きたいんですけども、高齢者部分休業で定める間についての給料とか手当のことを話していると思うんですが、期末・勤勉手当とかには部分休業した部分は除算されるのでしょうか。高齢者部分休業を取得した方は、期末・勤勉手当を受け取るときに、休んでいる期間というものは除算されるのでしょうか。その点について御回答お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。こちらの高齢者部分休業につきましては、55歳以上の職員が2分の1までの期間を5分単位で休業することができるという制度でございます。こちらにつきましては、休業している期間については、本俸のほうから該当する期間を削除、減額するということになっております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 減額することになっているというのは、どういうところで定めるんでしょうか。育休に関しては規則、給与に関する規則で定めるようになっていると思いますが、こちらもその規則で定めるのでしょうかというのが1点と、あと、もう3回目になるのもう回答だけしか聞けないんですけども、退職金手当についてはどのようになるのかも併せて、この期間が除算されるのかどうかというのを併せて御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課、椎野でございます。こちらの減額につきましては、規則のほうで定めるようにしております。

退職金でございますけれども、こちらについても休業した部分を通算期間から減算、除く、そういうふうな規定にしております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第95号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 議案第96号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第96号築上町まち・ひと・しごと創生基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） まち・ひと・しごと創生基金条例、この条例を制定されるに当たって、企業版のふるさと納税を今後検討されていらっしゃるのかどうかというところです。そのためにこの条例を制定されたのかなというふうに思いましたので、よかったらこの条例制定に至った経緯等を御説明いただければと思います。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。北代議員さんの今の御質問な

んですけれども、略称といいますか、俗名でいいますと、皆さんが今使われているのは企業版ふるさと納税というのが、それを活用するために築上町まち・ひと・しごと創生基金条例という条例を今回提案させていただいております。

企業版ふるさと納税というのは、原則として寄附を受けた当該年度だけしか使用できません。基金条例を策定することによって、寄附を受けた翌年度以降もその寄附金を活用できるということで、今回条例を提案させていただいた次第でございます。

また、活用する事業なんですけれども、令和4年度には計上しておりませんので、今後、令和5年度になりましたら活用する事業を予算計上いたしまして、ホームページ等で企業版ふるさと納税の募集といいますか、お願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） まち・ひと・しごと創生総合戦略というものがあると思うんですが、そちらの総合戦略の計画の中で、企業さんがこの事業の部分に対して寄附をします。それで、その事業に対して使ってくださいというような、通称「企業版ふるさと納税」はそういったようなシステムだったと記憶しているんですが、そういうふうに基金を活用されていく予定ということで、確認です、そういうシステムの流れに今後なっていくんでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。今、北代議員さんがおっしゃられました築上町まち・ひと・しごと創生総合戦略というの、第2期ですけれども、これが令和3年の3月に築上町のほうで策定をしております。その中から地域再生計画というのを、内閣府のほうに、その中から抜粋をいたしまして、令和4年の3月31日に策定をして、内閣府のほうで承認を頂いた次第でございます。その中のまち・ひと・しごと創生事業の中のうち4つ、地域の発展を担う魅力あるしごとづくり事業、住みたい・訪れたい人の流れづくり事業、子どもを産み育てやすいまちづくり事業、安心して暮らせる時代に合った地域づくり事業という4つの事業を地域再生計画のほうで抜粋をいたしまして、その計画に基づいた個別の計画について、今後、この企業版ふるさと納税を充当していきたいと考えております。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） とてもよい取組だと思いますので、ぜひ有効なことに使用していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第96号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 議案第97号

○議長（武道 修司君） 日程第8、議案第97号築上町バス運行事業調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） こちらは、コミュニティバスが廃止された地域で運行されている乗合タクシーの運行経費ということで、デマンドタクシーのことだと思うんですけども、せっかくですので、現在の利用状況と、また、対象地域の皆さんの評判、そして、次年度以降どのように考えているのかということをお答え願いたいと思います。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。ただいまの質問ですけども、議員さんがおっしゃるように、今年度の4月から真如寺線と極楽寺線のほうをコミュニティバスから乗合タクシーのほうに変更して運用しております。地域の皆様で利用されていた方は、そのままコミュニティバスを利用されていた方は説明をしまして、乗合タクシーのほうにスムーズに移行できていると思っております。

あと、コミュニティバスの利用人数です。合計、毎月大体約70名前後が利用しております。乗合率としましては1.3から4とかその辺です。一緒に同乗して同じ時間に乗っていくということです。それが1.3から4ということで、初年度としては乗合率が高いのじゃないかなと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（武道 修司君） 評判。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） 評判のほうですか。特に自治会、今まで利用されていた地区の方からは特に不満の声もありませんし、スムーズに移行できているんじゃないかなと思っております。

以上です。（「次年度。次年度分」と呼ぶ者あり）

次年度に関しては、今の利用状況と、あと経費、その辺がコミュニティバスから乗合タクシーに変更したことでかなり空のバスを走らせなくてよくなっていますので、経費の分もかなり削減できると予想していますので、ぜひこれを来年度はもう実証実験から運用のほうに変えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 今、課長答弁いただいたのが、コミュニティバス70名とおっしゃったんですが、これはデマンドタクシーのほうで間違いはないですか。乗合率が1.3人ということで、1人ないし2人は一緒に乗ってくださっているということですね。不満がないということは評判はいいんじゃないかということで、私はもっと喜ばれているんじゃないかと思ったんですけども、喜びの声というのは特にはないですね。経費が削減できているということで、それも大変いいことで、実験が成功したんじゃないかと思っております。これを実験から実証のほうにおっしゃいましたが、私がお聞きしたいのは、これだけ評判が悪くなかったら、ほかの地域ではどうなのかなというところまでお聞きしたいんですけれども、もし考えていらっしゃるようでしたら御答弁お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 桑野まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（桑野 智君） まちづくり振興課、桑野でございます。今のところは、ほかの路線はまだまだ利用者がたくさんいるというか、ある程度いる状況ですので、その辺で利用者が少ないとかなれば乗合タクシーの検討も必要かなと思いますので、今後、状況を見ながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第97号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第9、議案第98号

○議長（武道 修司君） 日程第9、議案第98号築上町寒田生産物直売所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 98の2ページなんですけれども、第3条の2です。括弧が「平成18年条例第197号の例によるものとする」と書いてあるんですけれども、ここは「平成18年築上町条例第197号の例によるものとする」と書くべきで、「築上町」というものが抜けているのではないかという指摘でございます。こちらがなぜ必要かというのが、築上町文書管理規程11条の2に「例規文書の記号は、築上町を冠して、その種別を組み合わせたものとする

る」と書いておりますし、他条例、提案されている条例は全て括弧の中も年号と築上町条例第何号というものが書いてあるので、これは書かれたほうがいいのじゃないかという点です。

あと、条例全体についてなんですけれども、根拠を調べておりましたら、文書管理規程第16条の1項1号なんですけれども、「当用漢字または平易な口語文を使用すること」と書いてありまして、当用漢字というものはかなり前に廃止されているものではないかと思えます。他自治体の条例等を見ますと、規則等を見ますと常用漢字が使われているんです。内閣府からも、常用漢字を使うようにという通達等通知が出ているはずなんですけれども、ここも当用漢字、文書管理規程の16条の(1)、「当用漢字」と書いてあるところを直したほうがいいんじゃないかと思うんです。学校とかでも当用漢字は使っていないんじゃないかと思えますので、ここは提案です。局長、16条(1)は当用漢字で間違いないですよ。と書いてあること。もし、私、こっちの条例が間違っているんだったら、これは今日、朝、ホームページからダウンロードしたものの、印刷したものなので、一応訂正したほうがいいのかと思うんですけれども、そちらも併せて確認をお願いいたします。確認のための質問です。お願いいたします。

○議長(武道 修司君) これは総務課長のほうで回答してもらいます。椎野総務課長。

○総務課長(椎野 満博君) 総務課、椎野でございます。御指摘いただきました点につきまして、今、ここで確認ができませんので、後日確認して、もしそういう誤りであるのであれば、規程のほうは変更させていただきたいと思えます。

また、条例につきましても、そういう統一した表記というところは今後気をつけていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(武道 修司君) いいですか。

○議員(4番 宗 晶子君) はい。

○議長(武道 修司君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(武道 修司君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 議案第99号

○議長(武道 修司君) 日程第10、議案第99号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員(4番 宗 晶子君) こちらは、議案上程時の説明では、町長がQRコード対応で納税

利便性向上ということで御答弁くださいました。私もこれ何でかなと思って、督促料の金額とか件数とかを資料要求させていただいたんですけども、もうちょっと提案理由に、町税に係る督促手数料を廃止するためということだけでなく、なぜ廃止するのかということをもう一声書いていただければ、余計な事務をお願いせずに済んだと思いますので、それはもうこの場を借りてお願いさせていただきます。

まずお聞きしたいのが、督促手数料を廃止する条例が99号では町税だけですね。町税一般、いろいろ町税ございますけども、いろいろございますよね。100条では、これは所管なので例として挙げるんですけども、高齢者医療保険料ということですね。

ほかには督促料を取っているものはなかったのか。そして、ほかの収納に関しては、例えば、使用料分担金とか、保育料とかに関しては督促手数料を取っていなかったのか、町の中の税外収入、一般についての督促料がどうなっていたのかということをお聞きしたいと思います。なかったのか、あったのか。

さらに、延滞金を取っていない条例があるんですけども、取っていなかったのかということを確認したいと思います。

○議長（武道 修司君） これは誰が回答。新川町長。

○町長（新川 久三君） 今回の質問は、この条例とは関係ない質問でございますけれども、ケース・バイ・ケースで、今まで条例をつくったときに、督促状を取る条例と取らない条例はあるということで、どれが今、何が取っていないとか、ちょっと今私は頭の中に覚えていないので、答弁を差し控えますけれども。

この税条例の中では、もう督促をしないでもQRコードでコンビニ等で収納できるようにというふうなことで、役場から督促を出しても督促は取らないというふうな形で、収納を簡単にするというふうな観点から、この条例を今回上程したものでございますので。

次の条例も同じです。これは、督促手数料が上がっておるから、これも取らないということで上げた、という状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） よく分かりました。あるものだけは取りあえず削除したということで、いろんな収納料金あると思うんですけども、それに関しては、まだ延滞金とかをQRで計算するとか、そういうふうなまでには至っていないということですね。

今、今回の改正で、延滞料を自動計算で収納しやすくする、大変画期的な取組だと思いますよ。そちらを導入するのは、税金とあとは町税と後期高齢者医療保険料の2点だけということですね。よく分かりました。

では、重ねて問いたいんですけれども、99の2ですね、附則の2ですね。この条例の施行日前に納付期限が到来した歳入と書いてあるんですけれども、ここは町税に限定する条例でございますので、歳入ではなく町税と書くべきではないかと思うんですが、その点について御確認です。

ちなみに、100条には100の2は、納付期限が到来した保険料と書いてあるんですよ。で、99の2は、歳入になっちゃうと全ての町の収納金が入ってきますので、ここは町税にしたほうがいいんじゃないかと思いますが、御見解をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 貴志君） 税務課、田村でございます。

議員おっしゃいますその件につきましては、差し替えを行っていただいているかとは思いますが、歳入のところを町税に修正した分、差し替えさせてもらっているところがございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） ありがとうございます。すみません、私、差し替えを紙だけ頂いて、自分でやりますと申し上げて、多分、もしかしたらそれが足りていなかったのかもしれないので、ちょっとこの場で申し上げて申し訳ないんですけれども、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、差し替えいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 今のところで、第2条の（2）ですね。町税並びにその延滞金という言葉で、そこ町税になっています。（「分かりました」と呼ぶ者あり）その部分ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 議案第100号

○議長（武道 修司君） 日程第11、議案第100号築上町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第100号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 議案第101号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第12、議案第101号人権擁護委員の推薦についてから、日程第15、議案第104号人権擁護委員の推薦についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第101号から議案第104号までは、委員会付託を省略し、本日採決することに決定をいたしました。

日程第12、議案第101号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に川口由子氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで適任、不適任を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。1番、江本守議員については、事務局が補佐をいたします。

議場内2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになります。

ただいまから採決モードに切り替えますので、しばらくお待ちください。

投票は無記名投票といたします。推薦によることに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不適任とみなします。

ただいまより投票を開始いたします。それでは投票をしてください。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 皆さん、投票のし忘れ、お間違いがないか各自で確認をしてください。

それでは、投票をこれで締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票結果です。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第101号の人権擁護委員に川口由子氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第13. 議案第102号

○議長（武道 修司君） 日程第13、議案第102号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで適任、不適任を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。

議場内のモニターが受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いをいたします。

投票受付中になりましたので、皆さん、ボタンを押してください。

推薦することに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不適任とみなします。

〔電子表決〕

○議長（武道 修司君） 皆さん、押し忘れがあるか、またお間違いがないかを確認をお願いいたします。

それでは、これで投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（武道 修司君） 投票結果です。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第102号の人権擁護委員に久保孝吉氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第14. 議案第103号

○議長（武道 修司君） 日程第14、議案第103号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に白川恵美子氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで適任、不適任を決定したいと思います。

投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。

議場内の2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いをいたします。

投票は無記名投票とします。推薦することに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不適任とみなします。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） 皆さん、押されましたかね。押し間違い等ないか御確認をお願いいたします。

それでは、投票を締め切ります。

[議場開鎖]

○議長（武道 修司君） 投票結果です。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第103号の人権擁護委員に白川恵美子氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第15. 議案第104号

○議長（武道 修司君） 日程第15、議案第104号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は、人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについて、議会の意見を求める人事案件です。会議規則第82条の規定により、電子表決システムで適任、不適任を決定したいと思います。投票が終わるまで議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○議長（武道 修司君） ただいまの出席議員は12名です。

議場内の2か所にモニターがありますが、その画面が投票受付中になると投票ができるようになりますので、よろしく願いをいたします。

投票は無記名投票といたします。推薦することに適任と思われる方は賛成のボタンを、不適任と思われる方は反対のボタンを押してください。なお、白票のボタンを押した場合は不適任とみなします。

ただいまから投票が開始ができるようになりましたので、よろしく願いをいたします。

[電子表決]

○議長（武道 修司君） 皆さん、ボタンを確認をしてください。押し間違いがないかを各自で御確認をお願いいたします。

それでは、これで投票を締め切ります。

[議場開鎖]

○議長（武道 修司君） 投票の結果です。

すみません、ちょっと1人確認が取れていませんでしたので、ここで暫時休憩をいたします。
ちょっとシステムを戻しますんで、ちょっとしばらくお待ちください。

午前11時00分休憩

.....
午前11時01分再開

○議長（**武道 修司君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度、投票をお願いをいたします。議案第104号の中村雅輝氏を推薦することについての人事案件です。

投票をお願いいたします。

〔電子表決〕

○議長（**武道 修司君**） 丸山議員、ボタンが押せてないみたいですけど。

押し間違いがないか各自で御確認をお願いいたします。

それでは、投票を締め切ります。

〔議場開鎖〕

○議長（**武道 修司君**） 投票結果です。

投票総数11票、賛成11票、反対ゼロ票、白票ゼロ票。したがって、議案第104号の人権擁護委員に中村雅輝氏を推薦することについては、適任とすることに決定をいたしました。

日程第16. 議案第105号

○議長（**武道 修司君**） ここで追加提案です。

お諮りします。日程第16、議案第105号、ちょっと待ってくださいね。すみません、ちょっとシステムを戻しますんで、ちょっと待ってくださいね。

もう一度確認をします。

お諮りします。日程第16、議案第105号工事請負契約の締結についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第105号については、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第16、議案第105号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 議案第105号工事請負契約の締結について、築上町ストック

ヤード建設工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和4年12月5日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第105号は工事請負契約の締結でございます。

本案は、築上町ストックヤードの建設工事を令和4年11月17日に条件付一般競争入札を行いました。

その結果、4者の入札参加がありましたが、指名しましたが2者が辞退ということで、2者によって入札を行いまして、その結果は別紙入札結果表のとおりでございます。

大木建設株式会社九州支店が、消費税込みで2億8,659万4,000円で落札をいたしましたのでございます。

現在、仮契約を行っておりますので、本議会の承認が得られれば本契約となります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第105号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第105号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 陳情第1号

○議長（武道 修司君） 日程第17、陳情第1号2023年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号は、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

これで、議案質疑及び委員会付託を終了いたします。

なお、所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日6日の正午までに事務局に所定の

様式で申し出てください。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分**散会**
